

特別支援学校等一斉臨時休業に係る 「移動支援事業」の実施について

(令和2年3月4日更新)

一斉臨時休業に伴う移動支援事業について、利用時間の上限を40時間に引き上げます。3月中の利用を希望される場合は、下記までご連絡ください。(現在ご利用されている世帯には申請書を郵送します。)

なお、他の利用者との公平性を保つため、今回引き上げた20時間を越える時間に関しましては、すでにご提出いただいています減免申請書の対象外とさせていただきますので、ご了承ください。(20時間を越える分は、1割の自己負担になります。)

【お問い合わせ先】

神戸町役場 健康福祉課

電話:0584-27-0175(内 123)